# 地域交流のお弁当・会食費の 一部を補助します



コロナ禍において、地域の交流機会が減少している各種地域団体に対し、新型コロナウイルスの感染状況を判断しながら地域交流の再開につなげるとともに、経営に疲弊している地域交流を支えてきた地元飲食店への支援につなげます。原則利用する1週間前までに申請してください。

### 利用対象者

地域コミュニティ協議会、自治会・町内会など営利を目的としない各種地域団体

※ ただし、官公庁、宗教活動、政治活動を目的とした団体、暴力団又はその構成員、反社会的な活動をする団体は除きます。

#### 支援内容

- ・本事業に登録している飲食店でのみご利用いただけます。
- ・ご利用の際は、下記の補助額を差し引いた金額をお支払いください。

#### 弁当※ご利用パターン

※ただし酒類は除きます

補助率

- ▶ 1個あたり補助率 1/2(上限2,000円)※円未満切り捨て
- 利用条件
- ▶ 10個以上の利用から対象(複数団体での利用は可)
- ▶ 1個3,000円(税抜き)以上の弁当等を購入した場合の補助

## 会食※ご利用パターン

※飲食(サービス料含む)以外の費用は除きます

補助額

- 1人当たり定額3,000円を補助
- 利用条件
- ▶ 10人以上の利用から対象(複数団体での利用は可)
- ▶ 1人6,000円(税抜き)以上のプランを利用した場合の補助

## 利用方法

②利用申し込み ※どの区でも申請できます

区役所 出張所 連絡所 ※との区でも中間でき

<u>③クーポン</u> (予約確認書)の交付 利用 団体 ①登録店舗に予約

④クーポン

(<del>予約確認書)の提</del>出

の提出 店舗

登録

割引後の額を支払う

## 利用期間

2020年12月11日(金)~2021年2月28日(日)

- ※ただし、予算の上限に達した場合、その時点で終了します。
- ※新潟県による新型コロナウイルス感染症に関する警報の発令 など、感染状況に応じて利用制限を行う場合があります。